

被告人 A、同 B に対する強盗殺人被告事件（当裁判所昭和三二年（あ）第二二四七号）について、昭和三六年九月一三日当裁判所がした判決訂正申立棄却決定に対し、申立人から特別抗告の申立があつたが、最高裁判所のした決定に対しては、特別抗告は許されないのであるから、本件申立は不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和三六年一〇月三日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	横	田	喜	三郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	又	介
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	河	村	大	助
裁判官	下	飯	潤	夫
裁判官	奥	野	健	一
裁判官	高	橋		潔
裁判官	高	木	常	七
裁判官	石	坂	修	一